

令和元年5月15日現在

機関番号：13301

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2016～2018

課題番号：16K03110

研究課題名(和文)15世紀前方オーストリア政策展開過程における上部ライン在地貴族の役割と意義

研究課題名(英文)The role and significance of the local nobility in the upper Rhine during the process of the policy in front of Austria in the 15th century.

研究代表者

田中 俊之(Tanaka, Toshiyuki)

金沢大学・歴史言語文化学系・教授

研究者番号：00303248

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,000,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、13世紀末から15世紀末にかけてハプスブルク家によって展開された前方オーストリア政策を視点を、スイスの国家形成の過程にハプスブルク家や在地貴族がどのように関係づけられるのかを考察したものである。特に、ハプスブルク家による上からの抑圧的封建支配vs.農民による下からの自由獲得のための闘争といったこれまで好まれた構図を見直し、1300年前後のスイス中央山岳地域でのスイス史の前提的現象の再検討、また15世紀後半におけるハプスブルク家による地域秩序の形成とそれへの上部ライン貴族の関与についての考察により、新たなスイス史像に一定の展望を得た。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究では、これまでスイスの歴史を考えるうえでまず大前提とされてきた枠組みを疑問視し、史料を読み直すことによって、また史料の置かれた環境を再検討することによって、従来とは異なるスイス史像の可能性を見いだした点に学術的意義がある。また「封建制」や「支配」といった歴史用語から思い描く現象が必ずしも現実を反映していない、また社会的に刷り込まれた観念で歴史を見ることはもっともらしく見えながら歪んだ歴史像、硬直した歴史像しか生み出さないという教訓を発見した点に社会的意義がある。

研究成果の概要(英文)：I analyzed the existence form of the Habsburgs and the local nobility in the formative process of the Swiss Confederacy from the viewpoint of the policy in front of Austria spread out by the Habsburgs from the end of the 13th century to the end of the 15th century. Especially with the intention of reconsidering the favorable plot that the peasants who work hard to acquire the freedom directly opposed to the oppressive feudal control by the Habsburgs, I reexamined the incidents in a mountainous region of central Switzerland around 1300 as precondition of the Swiss history and investigated the formation of the regional order by the Habsburgs and the cooperative local nobility in the upper Rhine. And I got a definite prospect for the new image of the Swiss history.

研究分野：スイス・ドイツ中世史

キーワード：スイス盟約者団 ハプスブルク家 在地貴族 秩序形成

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

スイスは、その中央山岳地域に立地する、いわゆる原初三邦による同盟(1291年)を皮切りに、16世紀にかけて徐々に現在の23のカントン(邦,州)を構成する都市邦や農村邦が互いに同盟を結び合うことによって国家的輪郭を形成した盟約者団国家である。ドイツやフランスなど隣接する他の西欧諸国とはまったく異なる国家形成のあり方が、スイスの特殊性としてスイス人のアイデンティティを醸成してきたと言ってよい。その際、盟約者団形成のプロセスにとって中心テーマたりえたのは、大貴族として確固とした地位を築き、スイスに広く支配領域を有していたハプスブルク家による封建支配からいかに解放・独立を勝ち得たかであり、このことが盟約者団国家としての歴史の正当性を根拠づけ、継承されてきたのである。

これに対し、スイスにおける近年の諸研究は、盟約者団(農民,市民)vs.ハプスブルク勢力(ハプスブルク家とそれに与する貴族)という二項対立的な従来の歴史観の相対化に努め、新たな議論の方向性をそれぞれ打ち出そうとしている。その結果、スイスにおけるハプスブルク家のあり方が必然的に議論の俎上に載せられることとなり、スイス盟約者団国家の形成のプロセスとハプスブルク家の関係そのものの見直しへと道筋がつけられた。21世紀に入ってスイスのみならずその周辺諸国でもスイスに関する地域研究のプロジェクトがいくつも立ち上がり、それぞれ成果を公刊してきたが、翻って日本でのスイス史研究に目を向けると、盟約者団とハプスブルク家の関係については従来の伝統的理解への固執がいまだ多く見られ、古い殻を突き破ろうとする胎動のようなものはほとんど感じられない。

それゆえ、新しいスイス史像の構築をめざし、伝統的な歴史観を克服しようとするスイスやその周辺諸国での研究の成果に学びつつ、その方向性を踏襲しながら、ハプスブルク家がスイス盟約者団の形成過程にどのように関係づけられるのか、あるいは関係づけられないのかを、広く13世紀末から15世紀末までハプスブルク家によって展開された前方オーストリア政策に着目しながら、地域の実態に即して解明しようと、本研究を着想するに至った。

2. 研究の目的

スイス盟約者団国家の形成のプロセスとハプスブルク家との関係を見直すことによって、スイス史研究の従来の動向を新たな地平に押し上げることが全体的な目的である。そのために、近年のヨーロッパでの研究の方向性と、自身がこれまで進めてきた研究の方向性と的一致点を確認するとともに、新たな課題を認識することによって研究をスタートさせた。具体的な研究の目的は下記の論点に集約できる。

(1) ハプスブルク家による前方オーストリア政策。小貴族だったハプスブルク家は上部エルザスを出身地とし、スイス北部アールガウ地方を得たのちはそのスイスにおける本拠地としたが、13世紀後半に国王の地位を得て、対抗するベーメン大公との闘争の末に広大なオーストリアを獲得したのち、拠点を東方のウィーンに移し、そこから西方のスイスに対し前方オーストリア政策を展開したとされる。本研究では、スイス盟約者団が同盟ネットワークの輪を拡げ、しだいに国家としての形を整えていった15世紀を中心に、ハプスブルク家の故地エルザスとアールガウが前方オーストリア政策のもとでどのような機能を果たしたのかを確認することを第1の目的とした。

(2) 上部ライン地域の在地貴族の家系分析。通説によれば、1415年の盟約者団によるアールガウ占領によって本拠地を奪われたハプスブルク家は、スイスでの影響力をほぼ失ったとされる。しかし上部エルザスの都市エンシスハイムにはハプスブルク家の宮廷裁判所が置かれ、その史料初出が1455年であり、それ以降、上部ライン都市バーゼルの農村邦地域(アールガウ地方に隣接)での諸案件に関してエンシスハイムの宮廷裁判の機能がしばしば確認されることから、1415年以降も上部ライン地域一帯、すなわちバーゼル農村邦地域を含めたエンシスハイム周辺地域へのハプスブルク家の影響力は看過できないと見受けられる。そこで、確認できるハプスブルク家の宮廷裁判の史料に証人記載のある貴族を洗い出し、家系調査を行う。この作業を通じて前方オーストリア政策に関与した上部ライン地域の在地貴族の態様を明らかにすることを第2の目的とした。

(3) 上部ライン地域の在地貴族と諸都市、ハプスブルク家との関係。一般に貴族が有力都市の参事会員として登場する例や市民権を得て都市に居住する例が見られるが、上部ライン地域の在地貴族のなかにも上部ライン諸都市との関係を密にしていた例があったと推測できる。また従来の研究は、アルプス以北のスイスに割拠していた在地貴族を、ハプスブルク家の利害を代表する一枚岩の存在と見なしてきた。しかしすべての在地貴族について、ハプスブルク家が勢力を失ったとされる15世紀後半においてなおハプスブルク家との主従関係を前提としてよいかどうかは検討を要する。またバーゼル司教、バーデン辺境伯など他の上級貴族層との主従関係も含め、在地貴族をめぐる地域の権力関係を考察する必要がある。そこで上部ライン貴族と都市、ハプスブルク家との相互関係について把握することを第3の目的とした。

3. 研究の方法

(1) 分析可能な未刊行史料の発見とその判読・読解が第1の方法である。本研究の開始以前にすでに未刊行史料の翻刻・分析を通じて、スイス北西部(バーゼル農村邦)の15世紀後半における都市・農村関係、農村社会における秩序形成のあり方を明らかにし、それを地域の権力構造のなかに位置づけた。これらの成果はいずれも、旧知のバーゼル農村邦公文書館

(Staatsarchiv des Kantons Basel-Landschaft) での史料調査, 史料閲覧, 入手しえたデジタル写真に基づいての分析によるものであり, 史料の内容を読解するに際しての多数の不明点に関しては, 当公文書館の館長代理オトナン=ジラル女史から直接のご教示を得て検討を重ねた。3年間の本研究においても研究期間中, 計3回, 当公文書館において, Altes Archiv(略号AA)のAA1001, 1A, Urkunden(1239-1789)として所蔵されている古文書群を中心に, これまで培ってきたノウハウを活かし, 文書の判読・読解による研究の進展に努めた。

(2) 活用できる刊行史料の発見とその内容分析が第2の方法である。上部ライン地域の在地貴族に関する基本情報の収集に向けて見当をつけた史料集等が, Albrecht, Karl (Hg.), *Rappoltsteinisches Urkundenbuch. Quellen zur Geschichte der ehemaligen Herrschaft Rappoltstein im Elsass*, Bd.1-5 (759-1500), Colmar 1891-1898, Mone, Franz Josef (Hg.), *Quellensammlung zur Badischen Landesgeschichte*, 4 Bde. und Abbildungsband, Karlsruhe 1845-1867, Badischen Historischen Kommission (Hg.), *Regesten der Markgrafen von Baden und Hachberg 1050-1515*, Bd.1 (1218-1428), Innsbruck 1900, Bd.2 (1422-1503), Innsbruck 1901. である。いずれも古書としての入手も不可能であると判明し, また所蔵調査の結果, 日本での閲覧も不可能であると判明したため, 海外渡航の機に所蔵先を訪ねて閲覧し, 分析可能な情報の収集に努めることにした。

4. 研究成果

(1) バーゼル農村邦公文書館での史料調査, 史料閲覧により, 下記の未刊行史料を判読, 検討することができた。

AA1001, 1A, Nr.445 (1458年3月3日) は, オーストリアのラントフォークトであるペーター・フォン・メルスベルクが, 村落プラッテルンの領主ハンス・ベルンハルト・フォン・エプティンゲンと, ヘルシャフト・ファルンスブルクのハウプトマンであるマルクヴァルト・フォン・バルトエックのあいだの, 村落プラッテルンにおける上級裁判権の所在をめぐる紛争に判決を下したことを記したもの。プラッテルンの境域内の4分の1に関して上級裁判権がエプティンゲンに認められ, 両者がそれを認証した。文書に証人記載がある貴族として, メルスベルクやラムシュタインといった上級貴族のほかに, ハイブリヒ・ライヒ・フォン・ライヒェンシュタイン, ハンス・フォン・アントラウ(フランス語読みするとアンドロ)等の名を確認した。

AA1001, 1A, Nr.446 (1458年3月3日) は, 同じくオーストリアのラントフォークトであるペーター・フォン・メルスベルクが, 村落(レーエン)シーサハの領主ゲッツ・ハイブリヒ・フォン・エプティンゲンと, 同じくヘルシャフト・ファルンスブルクのハウプトマンであるマルクヴァルト・フォン・バルトエックのあいだの, 村落シーサハにおける下級裁判権の所在をめぐる紛争に判決を下したことを記したもの。エプティンゲンが裁判権と罰金10ポンドを手に入れ, 両者がそれを認証した。文書に証人記載がある貴族として, 同じく, メルスベルクやラムシュタインのほかに, 同じくハイブリヒ・ライヒ・フォン・ライヒェンシュタイン, ハンス・フォン・アントラウ等の名を確認した。

AA1001, 1A, Nr.461 (1460年1月31日) は, エンシスハイムのオーストリアの参事会においてコンラート・ミュンヒとハンス・ミュンヒの兄弟のあいだの相続権をめぐる議論を記したもの。文書に証人記載がある貴族として, ラムシュタインのほかに, ハイブリヒ・ライヒ・フォン・ライヒェンシュタイン, テニゲ・フォン・エプティンゲン等の名を確認したが, ハンス・フォン・アントラウの名は確認できなかった。

AA1001, 1A, Nr.473 (1461年2月25日) は, 騎士ペーター・フォン・メルスベルクがエンシスハイムの宮廷裁判の裁判官として, シーサハにおける裁判権をめぐるトマス・フォン・ファルケンシュタインとゲッツ・ハイブリヒ・フォン・エプティンゲンの紛争について判決を下したことを記したもの。文書に証人記載があるのは宮廷裁判の参事官であり, ミュンストラル, メルスベルク, レヒベルク等のほかに, エプティンゲン, そしてハンス・フォン・アントラウの名を確認した。

AA1001, 1A, Nr.474 (1461年3月12日) は, 都市バーゼルとバーゼルの司教座教会主席司祭がブーベンドルフのDinghofにおける裁判権をめぐる協約を結んだことを記したもの。裁判官はハイブリヒ・ライヒ・フォン・ライヒェンシュタイン。印璽は, ハイブリヒ・ライヒ・フォン・ライヒェンシュタイン, 司教座教会主席司祭イェルク・フォン・アントラウ, バーゼルの市長・市参事会員の長官(Statthalter)ヨハン・フォン・ベーレンフェルスのもの。

AA1001, 1A, Nr.489 (1462年1月14日) は, ブーベンドルフのDinghofの権利をめぐる議論されたことを記したもの。記したのはバーゼルの司教座教会主席司祭の名でDinghofのマイヤーであるフリドリッヒ・リュディン。議論に際してハイブリヒ・ライヒ・フォン・ライヒェンシュタインの仲裁文書が引き合いに出された。印璽は, 司教座教会参事会主席ゲリーエン・フォン・アントラウのもの。

以上の ~ において注目すべき貴族家系として, ライヒ・フォン・ライヒェンシュタイン, アントラウの両家を挙げる事ができる。アントラウ家は12世紀に史料が確認できるエルザス出身の貴族家系である。ここでは から明らかなようにエンシスハイムの宮廷裁判の参事官として名が挙がり, から明らかなようにバーゼルの司教座教会主席司祭の座を占めている。またライヒ・フォン・ライヒェンシュタイン家は から明らかなようにエンシスハイムの宮廷

裁判の参事会員であることが明らかであるし、¹⁾では都市バーゼルの関与する抗争に裁判官として登場、また²⁾ではブーベンドルフの Dinghof の裁判権をめぐる紛争の解決におそらく³⁾の仲裁文書が役割を果たしていることが看取できる。史料としては足りないが、以上より一定の見通しとして言えるのは、まずエンシスハイムの宮廷裁判が 15 世紀後半において地域の紛争の解決のために機能しており、在地貴族が重要な役割を果たしていたこと、また貴族どうし互いに仲裁のための役割を果たし合うなど、在地貴族による一種の地域内ネットワークが形成されていたことである。またアントラウ家に見られるように、一族の成員がバーゼル司教座教会主席司祭を務めるなど、都市との関係も看取できる。

ただし以上の断片的な裁判史料からは、メルスベルク、ライヒ・フォン・ライヒェンシュタイン、アントラウ等の在地貴族間の相互の関係、ならびにハプスブルク家やバーゼル司教、バーデン辺境伯との関係まではわからず、詳細な家系調査にも至らなかった。

(2) フランスのアルザスではストラスブールにて史料調査を行った。

下ライン県立公文書館 (Archives départementales du Bas-Rhin) で 111J136 の史料群(オリジナル史料ではなく 19 世紀に書き写されたものと見受けられる)を閲覧。このうち 136A は 1450 年代以降が中心、136B は 14 世紀初め以降(一部に 13 世紀末を含む)。136B のなかに 1773 年 11 月 25 日の日付の騎士リスト (Baronliste) があり、そこにアントラウ(アンドロ)、ペーレンフェルス、エプティンゲン、ライヒ・フォン・ライヒェンシュタイン等、計 58 家系を含む貴族家系の記載があった。しかしそれ以外の史料からもそれ以上のことはわからなかった。

ストラスブール大学図書館 (Bibliothèque nationale et universitaire de Strasbourg) では *Rappoltsteinisches Urkundenbuch* の第 4 巻、第 5 巻を閲覧できた。第 4 巻の Nr.813 (1465 年 4 月 9 日以前) は、都市バーゼルとソロトゥルンのあいだの紛争に(おそらく)ヴィルヘルム・フォン・ラップルトシュタインを仲裁裁判官として選出した旨の記事。Nr.836 (1465 年 12 月 12 日) は、バーゼル(人の)の宮廷裁判官が十分の一税の支払いをめぐってラップルトシュタインとホーエニャックの領主ヴィルヘルムとがカイザースベルクの市民たちとのあいだで起こした紛争に判決を下した旨の記事。Nr.861 (1467 年 3 月 19 日) は、ラップルトシュタインとホーエニャックの領主ヴィルヘルムが、バーゼル司教とトマス・フォン・ファルケンシュタインとのあいだに生じた紛争の審理がバーゼルで開催されたため、それに出席した旨の記事。Nr.883 (1467 年 11 月 6 日) は、オーストリアのラントフォークトであるテュリング・フォン・ハルヴィルとオーストリアの参事会がラップルトシュタインらと都市ベルクハイムらとのあいだの漁業権をめぐる紛争がオーストリア大公シグムントに判決を委ねた旨の記事。Nr.897 (1468 年 3 月 24 日) は、オーストリアのラントフォークトであるテュリング・フォン・ハルヴィルが、ラップルトシュタインらと都市ベルクハイムらとのあいだの漁業権をめぐる紛争に関して、エンシスハイムの宮廷裁判の判決を公布した旨の記事。...その他、エンシスハイムの宮廷裁判にラップルトシュタイン家が関与していた事例を示す多数の記事を確認できた。

以上、当史料集より読み取れたのは、ラップルトシュタイン家を含む上部ライン地域の在地貴族をはじめ、上部ライン諸都市、バーゼル司教までもがエンシスハイムの宮廷裁判を中心とする裁判体系に組み込まれていたことである。すなわち、15 世紀後半の少なくとも上部ライン地域においては、なおハプスブルク家による秩序形成の機能は有効に作用していたと言える。

(3) オーストリアのインスブルックではティロール連邦公文書館 (Tiroler Landesarchiv) にて史料調査を行った。

まず全般的な文書行政に関して、ハプスブルク家の文書行政は、皇帝マクシミリアン 1 世のもとで 1491 年、インスブルックが前方オーストリア関係の文書を集約する場所として組織化され、1510 年にマクシミリアン 1 世によりエルザス、プライスガウ、シュヴァルツヴァルトのラントグラーフシャフトはエンシスハイムに創設された統治機関 (Regiment) のもとに置かれたが、上位の統治機関たるインスブルックがそれを統括することとされたこと、また 1648 年のヴェストファーレン条約によりハプスブルク家はエルザス統治をフランスに譲渡し、それとともにエンシスハイムの機能も失われたことを基本情報として得た。

いくつかの手稿史料群に目を通したが、インスブルックはいわば前方オーストリア政策の司令塔であり地域の拠点ではないこと、保管されている文書も多くがオーストリア公により発給された文書であり、地方からの問い合わせに答える文書でなければ、地域の実情を知ることはできない、いわば中央官庁の役割を果たしていることを再認識した。

(4) 本研究の主眼は、15 世紀を中心に前方オーストリア政策のもとでの上部ライン地域の在地貴族の態様をエンシスハイムの宮廷裁判、ハプスブルク家との関係から明らかにすることであった。しかし各史料の内容が断片的であることに加え、特にフランスでの史料調査環境が良好でなかったこともあり、家系調査、ならびにバーゼル司教やバーデン辺境伯などの上級貴族との関係を含めた地域の権力構造を明らかにすることは難しいと考えるようになった。そこで、旧来のスイス史像からの脱却のための、ハプスブルク家がスイス盟約者団の形成過程にどのように関係づけられるのか、あるいは関係づけられないのかという論点を維持したまま、1300 年前後の前方オーストリア政策最初期の時代に視点を振り向け、スイス中央山岳地域における

ハプスブルク家の態様、および盟約者団形成の発端とされ、ハプスブルク家との交戦による最初の勝利でもあったモルガルテンの戦いをめぐる状況、ならびに原初三邦による同盟締結の背景を把握することから捉え返そうと試みた。

サプロニエが指摘したように、ザンクト・ゴットハルト峠の開通以降、13世紀のスイス中央山岳地域における地域経済に大きな転換がもたらされたことは確かであろう。チューリヒなどアルプス以北、ミラノなどアルプス以南からの需要がアインジーデルンをはじめとする修道院による大規模牧畜経営を生み、それに反対する農民による度重なる暴力・破壊行為が修道院を苦しめた。アインジーデルン修道院による「訴状」を詳細に検討するなら、エスカレートする暴力行為には農民側の大義の証し、修道院側への異議申し立てを認めることができる。それは変化する経済構造に乗り遅れた農民たちの危機感、脅迫感のあらわれである一方で、1309年に帝国直属の地位を得たことによる自意識の高揚のあらわれでもあったであろう。ここで問題とすべきは、アインジーデルン修道院とシュヴィーツ農民の紛争を仲裁しようと乗り出したのがチューリヒだったことである。ケスラーが指摘したように、チューリヒが何の私欲もなく仲裁に着手したとは思えないのだとすれば、チューリヒは一方で自らも被った「抵当制度」による損害の解消を含め、複雑な利害・権利関係を解決するための中心的役割を担うことによって地域平和の実現者としての政治的地位を掌握することをめざしたと言えるであろうし、その一方で経済的な利益の獲得をもめざさずにはおこななかったであろう。即断は禁物であるが、原初三邦による同盟締結は1291年、1315年ともにチューリヒの存在を無視できないと考えられ、そうであるとするならば農民たちが感じた脅威はハプスブルク家ではなくチューリヒであったと考える余地は残されている。

以上の考察から、スイス盟約者団形成初期について、当初からハプスブルク家との闘争を念頭にスイス史像を描くことはそもそも方向を見誤る可能性があったと言える。同様に、15世紀後半についても、ハプスブルク家による封建支配からの解放・独立を念頭にスイス史像を描き終えることには問題があると考えられる。それゆえにこそ地域の実態に即しての考察が求められるのであり、15世紀後半に関する考察、1300年前後に関する考察を通じてこのことを再認識できた成果であった。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 3 件)

田中俊之「14世紀初頭のスイス中央山岳地域 モルガルテンの戦い前夜の仲裁裁判文書」
『金沢大学歴史言語文化学系論集 [史学・考古学篇]』, 査読無, 11, 2019, pp.69-90.

<https://kanazawa-u.repo.nii.ac.jp/>

田中俊之「スイス中世史研究の現状と背景」『Fenestra 京大西洋史学報』, 査読無, 1, 2018, pp.4-8.

<https://repository.kulib.kyoto-u.ac.jp/dspace/handle/2433/234797>

田中俊之「アインジーデルン修道院の訴状(1311年) スイス中央山岳地域における「境界紛争」史料」
『金沢大学歴史言語文化学系論集 [史学・考古学篇]』, 査読無, 9, 2017, pp.29-52.

<https://kanazawa-u.repo.nii.ac.jp/>

〔学会発表〕(計 1 件)

田中俊之「1300年前後のスイス中央山岳地域」第66回石川県五学会連合研究発表会(2016年)

〔図書〕(計 0 件)

〔産業財産権〕

出願状況(計 0 件)

取得状況(計 0 件)

〔その他〕

ホームページ等 なし

6. 研究組織

(1)研究分担者 0名

(2)研究協力者 0名

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。